



広報小美玉

# お知らせ版

No.1

5

発行日 18.4.27

## 行政相談委員が 地域に笑顔をお届けします



春の行政相談週間 5月22日(月)～28日(日)が始まります。

毎日の暮らしの中で、例えば、「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」、「新しい住宅地に郵便ポストを設置してほしい」、「施設をバリアフリー化してほしい」など、困っていること、望んでいることはありませんか？

こんな時は、行政相談委員にご相談ください。

皆様の声を地域の笑顔に変えるお手伝いをいたします。

当市においては、



小川地区  
なかしまつねお  
中島庸夫さん  
☎58-3216



美野里地区  
うちだみつよし  
内田光義さん  
☎48-0071



玉里地区  
こいでちえこ  
小出智恵子さん  
☎26-3629

の3名が行政相談委員として活動しており、行政相談所を開設しています。

ご相談は、無料・秘密厳守です。

### 5月の行政相談日

#### ●玉里地区

5月10日(水) 午後1時～3時  
玉里保健福祉センター

#### ●小川地区

5月17日(水) 午後1時30分～3時30分  
小川保健相談センター

#### ●美野里地区

5月25日(木) 午後1時～3時  
市役所 1階相談室

【問い合わせ】 秘書広聴課 市民相談係  
☎48-1111 内線1212

### 行政相談委員および 行政相談についてのお問い合わせ

総務省茨城行政評価事務所行政相談課  
☎029-221-3347(代)

※課内には、行政苦情110番

(相談専用電話: ☎0570-090110  
おこまりならまるまろくじょーひやくとおぼん)  
または ☎029-253-1100  
が設置されています。



# 平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

## 拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

## 認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

### ○平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様

(平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。  
上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

### ○平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様

(平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

### ○これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

## 【認定請求書に必要な添付書類】

- ・健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
  - ・所得証明書(小美玉市に平成17年1月1日に住所がなかった場合)
- などになります。

詳しくは、社会福祉課(四季健康館内) 児童福祉係、(公務員の方は勤務先)までお問い合わせください。

【問い合わせ】

社会福祉課(四季健康館内) 児童福祉係 ☎48-0221 内線209

# 児童手当制度の概要〔平成18年4月1日～〕

## ●児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

## ●児童手当制度のしくみ

### 1 支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

### 2 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長(公務員の方は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。(今回の制度改正に係る申請については、特例があります。)

### 3 支給月額

第1子 5,000円、第2子 5,000円、第3子以降 10,000円

### 4 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

### 5 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは市区町村窓口(公務員の方は勤務先)へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0 人	460万円	532万円
1 人	498万円	570万円
2 人	536万円	608万円
3 人	574万円	646万円
4 人	612万円	684万円
5 人	650万円	722万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

# 子宮がん・乳がん検診のお知らせ

## (美野里地区 前期)

下記以外の地区については、後日広報等でお知らせします。ただし、小美玉市に住所登録されている方で、下記の日程で受診希望される方はご連絡ください。

乳がんは女性のがんとしてかかる率が1位となっており、早期発見・早期治療が重要です。また、子宮がんは、死亡率が減少しているにもかかわらず最近では20代の若い世代の発症が増えています。年に1回は検診を受けましょう。

### ◆対象・検診料金

	子宮がん検診	乳がん検診	
		視触診+超音波検診 (セット検診)	マンモグラフィー
料 金	500円	1,000円	500円
20～29歳	○		
30～39歳	○	○	
40～56歳	○	○	○
57歳～	○		○

※70歳以上・身障手帳1,2級・生活保護の方は無料

※マンモグラフィーは2年に1回受診のため昨年受診者は除く

※今年4月以降に他医療機関(人間ドック、病院、企業など)で受診済み・受診予定の方は受けられません

### ◆対象・検診料金

と き	対 象 地 区	と き	対 象 地 区
6月14日(水)	駅前・五万堀、中峰	7月19日(水)	十二所、金谷久保、町宮住宅、張星
6月15日(木)	羽刈前、東平、旭	7月20日(木)	江戸住宅
6月16日(金)	羽鳥、花館	7月21日(金)	北浦
7月18日(火)	脇山	7月22日(土)	江戸、高田、手堤、大笹、納場、羽刈

◆場 所 四季健康館

◆受付時間 午後0時30分～1時

### ◆持参するもの

- ・問診票(後日郵送します)※ 問診票がなくても受診できます
- ・健康手帳、または老人手帳(40歳以上でお持ちの方)
- ・バスタオル(乳がん検診希望者)
- ・スカート(子宮がん検診希望者)

### ◆その他

・保育ボランティア:お子様連れの保護者の方が安心して受診できるよう下記の日程で実施します。

※要予約(土日祝日を除く3日前までにお申込みください)

保 育 時 間	期 間
午後1時～検診終了	検診全日程

・送迎バス:上記対象地区の方で、巡回送迎バスをご利用になりたい方は事前に電話でお申込みください。

【問い合わせ】 健康増進課(四季健康館内) 成人保健係 ☎48-0221 内線205

# 腹部超音波検診のお知らせ

## (小川地区)

健康づくりは生活習慣病予防がポイントです。自覚症状がほとんどない生活習慣病は早めに予防することが大切です。

本年も腹部超音波検診(エコー)を実施いたします。超音波検診は一度にいくつもの臓器を検査し、すい臓、肝臓、胆のう等のがんや脂肪肝、胆石、腎結石等を早期発見するのに有効な検診です。超音波での検査ですので痛みはまったくなく、手軽に受診できます。皆さんもこの機会に受診し、健康管理に心がけましょう。

●腹部超音波検診の内容と対象者 ※70歳以上、身障手帳1・2級、生活保護の方無料

対象者	募集人数	健診内容	個人負担金
・40歳以上の男女 ・平成18年度、小川地区 基本健康診査を受けた方、受ける方 ・昨年度、超音波検診受診者は除く	各日100人	すい臓、肝臓、 胆のう等のがん、 脂肪肝、胆石、 腎結石の早期発見	1,000円

●実施日時

実施日	6月16日(金)、6月17日(土)
受付時間	午前7時～11時(30分ごとの受付になります)
実施会場	小川保健相談センター
申込み期日	5月15日(月)～(土日を除く午前8時30分～午後5時15分) ※定員になり次第締め切らせていただきます

※玉里地区は4月13日発行の広報「おみたま」に、日程等を掲載してありますのでご確認ください。

※美野里地区は後日広報等でお知らせします。

【申込み・問い合わせ】

小川保健相談センター ☎58-1411

## 赤十字活動にご理解とご協力を

# ～5月は赤十字運動月間です～

日本赤十字社は、1877年創立以来、人道博愛の精神で、世界の平和と人類の福祉のために活動している民間の団体です。

国内では災害救護、救急法などの講習会、ボランティアや青少年の育成、医療事業、血液事業などの活動を行っています。また海外では、世界各国にある赤十字社と連携・協力し、紛争や災害で苦しむ方々への救援活動を行っています。

このような国の内外にわたる日本赤十字社の活動は、「赤十字社員(会員)」といわれる年額500円以上の活動資金の協力者によって支えられています。

毎年5月を赤十字運動月間として、赤十字活動へのご理解と活動資金へのご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

社会福祉課(四季健康館内) 社会福祉係	☎48-0221	内線211
小川総合支所 保健福祉課	☎48-1111	内線2113
玉里総合支所 保健福祉課	☎48-1111	内線3113

## 対象作物以外への 農薬の飛散に注意しましょう。

食品衛生法の改正に伴い本年5月29日以降、すべての作物と農薬の組合せに残留基準が設定され、一律基準等の厳しい基準値が設定されます。基準値を超えた場合は食品(農産物)としての流通が原則禁止されることとなりますので、農薬の使用基準を厳守することはもちろんですが、対象作物以外に農薬が飛散しないよう十分な注意が必要です。

具体的には

- ①農薬散布は風の無い時に行う
- ②散布器具のノズルの向き、圧力に注意する
- ③周辺作物との間に緩衝地帯を設ける
- ④周辺作物との間に目の細かいネットなどの遮蔽物を設ける

などが考えられます。また、なるべく粒剤など飛散しにくいタイプの農薬を利用したり、周辺作物にも登録がある農薬を使用するなどの対策をとる必要があります。もし、他の作物に農薬が飛散してしまった場合は耕作者に必ず連絡しましょう。農薬を散布する際には周辺の作物に注意するとともに、農薬散布の計画等について周辺の栽培者とお互いに連絡を密にすることも重要です。

**問**水戸地域農業改良普及センター ☎029-227-1521  
県北地方総合事務所農業課 ☎029-221-3034  
病害虫防除所……………☎029-227-2445  
県庁農産課……………☎029-301-1111  
(代表)

## 平成18年度 消費生活講座受講者募集

「消費生活講座」は、県民の皆さんに消費生活に関する知識を身につけていただくことにより、自立した消費者として生き活きと生活していただくことを目的としています。

**講座システム** 通信講座:「くらしの豆知識2006」をテキストにして5つの課題に取り組んでいただきます。

**開講期間** 7月から10月

**受講資格** 県内在住者もしくは通勤通学者

**受講料無料** 定員300名(申込み多数の場合は抽選)

**申込受付** 5月8日から6月9日

**問**県北総合事務所 県民生活課 ☎029-225-2490

## 自動車税の納税

### ◆自動車税は納期限までに納めましょう

自動車税は毎年4月1日の登録名義人に課税されます。納税通知書が5月上旬に送付されますので5月31日までに納付してください。

なお、心身障害者の方で一定の条件に該当する場合は、納期限(5月31日)までに減免申請をすることにより、税の減免を受けることができます。

### ◆納税証明書は車検の時まで大切に保管しましょう

納税通知書を使って自動車税を納めていただきます

と、領収書と一緒に車検用の納税証明書をお渡しいたしますので、車検のときまで大切に保管してください。

### ◆納税は簡単で便利な口座振替で

自動車税の納税には、電気やガス料金と同じように、口座振替制度を利用することができます。お申込みは県内に本支店のある金融機関でお願いします。

**問**茨城県水戸県税事務所課税第二課

☎029-221-4820

## 保育サポーター

### 困ったときには保育サポーターをご活用ください

☆会社の仕事が忙しくてお迎えの時間に間に合わない  
☆産休や育休が終わったあと、保育所等の預け先が見つからない

☆子どもの具合が悪いが、どうしても仕事が休めない

☆出かける用があるが、子どもの同伴は無理

こんなとき「保育サポーター」がサポートします。

**問**(財)21世紀職業財団 茨城事務所

フレイフレーテレフォン茨城 ☎029-226-2020

## 茨城子ども救急電話相談

お子さんが急な病気で心配なとき、ご相談ください。

すぐ受診させたほうが良いのか、様子をもても大丈夫なのか、不安なとき、経験豊富な看護師がアドバイスします。

プッシュ回線の固定電話から「局番なしの#8000」

プッシュ回線でない固定電話、携帯電話、公衆電話からは「☎029-254-9900」

**相談日時** 月曜日から金曜日

午後6時30分～午後10時30分

## 年金相談

◆常陽銀行小川支店 ☎58-2424

5月19日 午前10時～午後3時

◆常陽銀行美野里支店 ☎46-3112

5月23日 午前10時～午後3時

※予約願います。

## 笑顔ある地域社会づくり 地域住民参加型イベント 希望ヶ丘フェスティバル

地域の子ども・大人・高齢者の三世代が協力して1つのものを作ったり、一緒に遊んだり、カラダを動かしたりしてみませんか?

そこから、何か生まれることを信じて…。

**とき** 6月3日 午前10時～午後3時

※雨天の場合は6月10日に延期

**ところ** 希望ヶ丘公園グラウンド

**主催** NPO法人 ウェルネスサポート茨城

**問**ウェルネスサポート茨城 ☎46-7700



# 図書館インフォメーション

Library information

施設名が変わりました。

市内の方ならどなたでも、利用カードが作れます。

## 施設名

小美玉市小川図書館	☎58-5828
小美玉市玉里図書館	☎26-9111
小美玉市美野里公民館図書室	☎48-1110

## 図書利用カードの申込みについて

図書館の資料を借りるには図書利用カードが必要です。市内にお住まいの方(市内に在勤・在学の方も含む)はどなたでも利用カードを作ることができます。現在はそれぞれの図書館の利用カードをそれぞれにお作りいただいています。

図書利用カードを作るには身分証明証(免許証や保険証など)が必要です。

## 小美玉市図書館・図書室カレンダー

5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

### 開館時間

小川図書館	平日 午前9時30分～午後6時 土日 午前9時30分～午後5時
玉里図書館	全日 午前9時30分～午後6時
美野里公民館図書室	全日 午前9時30分～午後10時

- \*□は小川図書館・玉里図書館の休館日です。
- \*■は美野里公民館図書室の休館日です。
- \*■は全館・全室の休館日です。

## 5月・6月のおはなし会

### 小川図書館

小川図書館 2階 多目的室

- ・5月13日(土) 午前10時30分～
- ・5月27日(土) 午前10時30分～
- ・6月10日(土) 午前10時30分～
- ・6月24日(土) 午前10時30分～



### 玉里図書館

玉里総合文化センター 1階 和室

- ・5月13日(土) 午前10時30分～
- ・6月10日(土) 午前10時30分～



どなたでも参加いただけます。ぜひお越しください。

# 小美玉市消防本部だより

## 住宅用火災警報器の設置について

全国的な住宅火災での死者増加をふまえ平成16年に消防法が改正され、一般住宅にも「住宅用火災警報器等」の設置が義務づけられることとなりました。

「住宅用火災警報器」とは、煙や熱を感知すると大きな音や音声を出して、家人に火災の発生を知らせる機械です。設置すべき場所は、各寝室と2階以上にある寝室へ通じる階段です。

新築の住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は小美玉市火災予防条例によって決められた平成20年5月31日までに、設置が必要となります。

### 注意!

住宅用火災警報器の悪質訪問販売が発生しています。消防や公共機関職員を装って家庭に訪れ、強引に購入させようとする手口が多いようです。消防や役所職員が販売目的で訪問することはありません。また、住宅用火災警報器はホームセンター等で購入でき、取付けも容易になっています。ご不明な点などありましたら、各消防署へお問い合わせください。

※防火教室および救急講習会等については、随時各消防署において受付を行っておりますので、受講希望者は下記までご連絡ください。

- |     |         |          |
|-----|---------|----------|
| 連絡先 | ◇小川消防署  | ☎58-4611 |
|     | ◇美野里消防署 | ☎48-2266 |
|     | ◇玉里消防署  | ☎58-0555 |

火災の問い合わせ ☎58-0119(自動音声案内)  
 病院の照会等 各消防署へ電話にてお問い合わせください。

### 小美玉市管内における火災・救急出場件数

平成18年

区分	3月中	累計
火災	6	12
救急	142	475
急病	93	292
交通事故	17	76
一般負傷	17	46
その他	15	61

## 5月 休日診療当番医(外科)

◆受付 午前9時～11時30分・午後1時～3時30分

日	外科
21	滝田整形外科 (石岡市) ☎(23)2071
28	渡辺クリニック (石岡市) ☎(26)7633

## 5月 緊急診療所(内科・小児科)

緊急診療所(石岡市医師会病院内) ☎23-3515

休日	5月21日・28日 ◆受付 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
	5月20日・21日・27日・28日 ◆受付 午後7時～10時30分

## 心配ごと相談

悩んでいること、困っていることなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は無料です。※は弁護士が相談に応じます。事前にご予約ください。

午後1時～4時

5月10日	※社会福祉協議会玉里本所 ☎37-1551
5月17日	社会福祉協議会小川支所 ☎58-5102
5月24日	※社会福祉協議会美野里支所 (四季健康館内) ☎36-7330

### 5月中に納めましょう

- ・国保税 第二期
- ・軽自動車税 全期

### 人口と世帯数 (平成18年4月1日現在)

人口 ..... 53,599人  
 男 ..... 27,173人  
 女 ..... 26,426人  
 世帯数 ..... 18,160戸